

〔平 16.10.12〕
〔基礎小 22-2〕

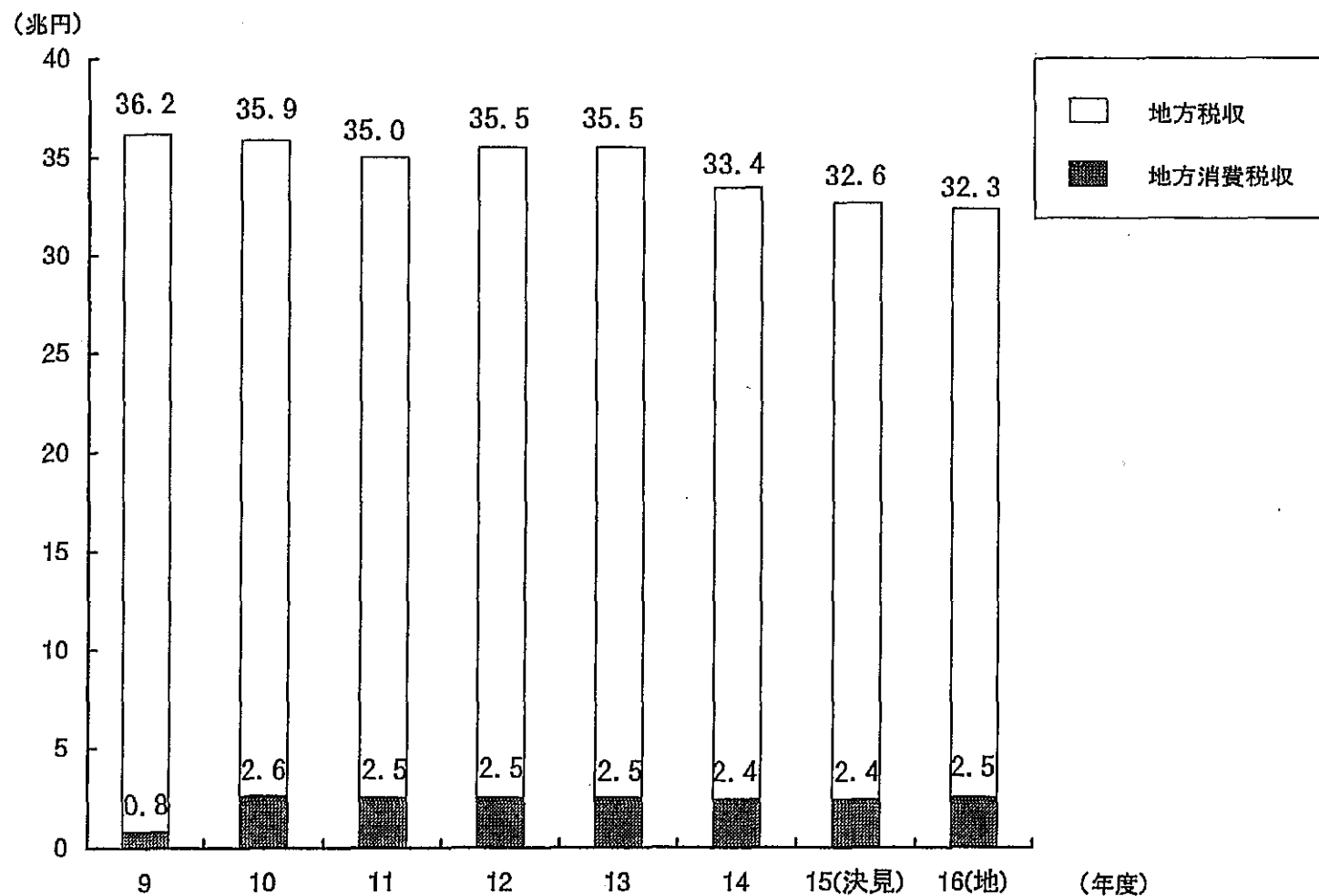
地方稅關係資料

（地方消費稅關係）

目 次

1. 地方税収及び地方消費税収の推移	1
2. 地方消費税の概要	2
3. 地方消費税の創設	3
4. 昭和63年の抜本的税制改革	4
5. 平成6年の税制改革	7
6. 道府県税収に占める地方消費税収（清算後）の割合（平成15年度決算見込）	10
7. 人口1人当たり税収額の指数（道府県税）	11
8. 最近の政府税制調査会答申（地方消費税関係）	12

地方税収及び地方消費税収の推移



- (注) 1 税収については、14年度までは決算額、15年度は決算見込額、16年度は地方財政計画額による。
 2 15年度の数値は速報値であり、精査の結果異動することがある。

地方消費税の概要

項 目	内 容								
1. 課税主体	都道府県								
2. 納税義務者 (譲渡割) (貨物割)	課税資産の譲渡等を行った事業者 課税貨物を保税地域(外国貨物を輸入申告前に蔵置することのできる場所)から引き取る者								
3. 課税方式 (譲渡割) (貨物割)	当分の間、国(税務署)に消費税と併せて申告納付(本来は都道府県に申告納付) 国(税関)に消費税と併せて申告納付								
4. 課税標準	消費税額								
5. 税 率	100分の25(消費税率換算1%)								
6. 清 算	国から払い込まれた地方消費税相当額について、消費に関連した基準によって都道府県間において清算 <table> <tr> <th>指 標</th><th>ウェイト</th></tr> <tr> <td>「小売年間販売額(商業統計)」と「サービス業対個人事業収入額(サービス業基本統計)」の合算額</td><td>6/8</td></tr> <tr> <td>「人口(国勢調査)」</td><td>1/8</td></tr> <tr> <td>「従業者数(事業所・企業統計)」</td><td>1/8</td></tr> </table>	指 標	ウェイト	「小売年間販売額(商業統計)」と「サービス業対個人事業収入額(サービス業基本統計)」の合算額	6/8	「人口(国勢調査)」	1/8	「従業者数(事業所・企業統計)」	1/8
指 標	ウェイト								
「小売年間販売額(商業統計)」と「サービス業対個人事業収入額(サービス業基本統計)」の合算額	6/8								
「人口(国勢調査)」	1/8								
「従業者数(事業所・企業統計)」	1/8								
7. 税 収 (平成15年度決算見込)	23,936億円								
8. 交付金	清算後の金額の2分の1に相当する額を都道府県内の市町村に対して人口及び従業者数にあん分して交付 <table> <tr> <th>指 標</th><th>ウェイト</th></tr> <tr> <td>「人口(国勢調査)」</td><td>1/2</td></tr> <tr> <td>「従業者数(事業所・企業統計)」</td><td>1/2</td></tr> </table>	指 標	ウェイト	「人口(国勢調査)」	1/2	「従業者数(事業所・企業統計)」	1/2		
指 標	ウェイト								
「人口(国勢調査)」	1/2								
「従業者数(事業所・企業統計)」	1/2								

地方消費税の創設

「わが国税制の現状と課題―21世紀に向けた国民の参加と選択―」(抄)

(平成12年7月14日 政府税制調査会)

第二 個別税目の現状と課題

三 消費課税

5. 地方消費税

(1) 創設と意義

地方消費税は、消費一般に広く公平に負担を求める道府県税です。

活力ある豊かな福祉社会の実現を目指す視点に立って行われた平成6年の税制改革の一環として、地方分権の推進、地域福祉の充実等のため、地方税源の充実を図る観点から、消費譲与税に代えて新たに地方消費税が創設され、平成9年4月から実施されました。現在では、地方行政サービスを支える基幹税目の一つとして大きな役割を果たしています。

(参考) 消費譲与税

昭和63年の抜本的税制改革においては、消費税の創設に伴い、既存の電気税、ガス税、料理飲食等消費税、娯楽施設利用税などの間接税について廃止、縮小が行われ、これにより、地方公共団体の減収が見込まれることとなりました。また、この改正においては、個人住民税の減税等による減収に加え、法人課税の実効税率の引下げ等による法人住民税、法人事業税の減収が生じることとなりました。

このようなことから消費税の創設に当たって、消費譲与税の創設及び消費税の地方交付税の対象税目への追加がなされることとされ、平成元年度から消費譲与税制度が導入されました。

なお、平成9年度からの地方消費税の導入に伴い、平成8年度限りで消費譲与税が廃止されました。

(2) 制度の概要

地方消費税は、国の消費税と同様、消費一般に対して広く公平に負担を求める税であり、消費税の納税義務者をその納税義務者とし、消費税額を課税標準とする税です。

(以下略)

昭和63年の抜本的税制改革

○ 税制改革法(昭和六十三年十二月三十日法律第百七号) (抄)

第三節 地方税に関する改革等

(個人住民税の負担の軽減及び合理化等)

第十三条 次の措置を講ずることにより個人の道府県民税及び市町村民税(以下「個人住民税」という。)の負担の軽減及び合理化を図る。

- 一 中堅所得者を中心として、税負担の累増感の解消を図り、個人住民税の負担を軽減するため、最低税率の適用範囲を拡大する等税率の累進度を緩和するとともに、簡素な税率構造とすること。
 - 二 税体系全体を通ずる低所得者及び中堅所得者の税負担等に配慮し、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除を引き上げるとともに、配偶者特別控除を大幅に引き上げること。
- 2 個人住民税の負担の公平の確保を図るため、株式等の譲渡による所得について所得税における課税の仕組みを踏まえつつ個人住民税を課する制度を設ける。

(消費税の創設に伴う地方税に関する改正)

第十四条 消費税の創設に伴い、娯楽施設利用税及び料理飲食等消費税について税率を引き下げる等の改正を行うとともに、道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税について課税方式を従量税方式に改める等の改正を行うほか、不動産取得税について負担の軽減措置を講ずる。

- 2 消費税の創設に伴い、電気税、ガス税及び木材引取税を廃止する。

(消費譲与税の創設)

第十五条 消費税の創設に伴い、地方公共団体の財源の安定的な確保に資するため、消費税の収入額のうち一定割合の額を地方公共団体に譲与する消費譲与税を創設する。

(地方交付税の対象税目の追加)

第十六条 消費税を地方交付税の対象税目に加える。

1. 地方税に係る主な改革ポイント

- (消費税導入に伴う) 個別間接税の廃止等
- 個人住民税の減税(累進構造緩和等)
- 消費譲与税の創設

2. 主な地方税の改正事項

(1) 既存の個別間接税の廃止等

- 電気税、ガス税、木材引取税 → 廃止
- 娯楽施設利用税 → 対象施設をゴルフ場に限定(「ゴルフ場利用税」へ)
- 料理飲食等消費税(10%) → 税率引下げ(「特別地方消費税」3%へ)
- 地方たばこ消費税 → 課税方式を従量税に一本化(「地方たばこ税」へ)

(2) 個人住民税

- 市町村民税所得割の税率の累進構造の緩和
3～12% 7段階 → 3～11% 3段階
- 諸控除の引上げ
基礎控除、配偶者控除、扶養控除 28万円 → 30万円へ など

(3) 消費譲与税

- 消費税収の1/5を地方へ譲与する消費譲与税を創設
都道府県(6/11) 市町村(5/11) へ譲与
人口と従業者数を基準として譲与

昭和63年の抜本的税制改革に伴う地方税財政上の対応

(単位：兆円)

税目	減収額	消費税配分額(譲与税、交付税)	差引増減収額
1 地方税	△2.1兆円	消費譲与税 +1.1兆円 (消費税収の20%)	
個人住民税等	△1.0兆円		
既存間接税 (消費税との調整)	△1.1兆円		
2 地方交付税	△0.9兆円	地方交付税 +1.0兆円 (消費税収(除：消費譲与税)の24%)	
合計	△3.0兆円	+2.1兆円	差引減収超過額 △0.9兆円

平成6年の税制改革

○ 地方税法等の一部を改正する法律案の提案理由説明(第131回国会)(抄) (平成6年10月)

活力ある豊かな福祉社会の実現を目指す視点に立った今次の税制改革等の一環として、個人住民税について税率適用区分の見直し、基礎控除等の引上げ等を行い、また平成7年度において定率による特別減税を実施するとともに、地方分権の推進、地域福祉の充実等のため消費譲与税に代えて、消費に広く負担を求める地方消費税を道府県税として創設することにより地方税源の充実を図ることとし、あわせて税制改革に伴い、消費税に係る地方交付税の率を引き上げるほか、個人住民税に係る減税による減収額を埋めるため、地方債の特例措置を講じる等の改正を行う必要があります。

1. 地方税に係る主な改革ポイント

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 地方消費税の創設○ 個人住民税の減税 |
|---|

2. 主な地方税の改正事項

(1) 地方消費税の創設（平成9年4月実施）

- 消費税の税率引上げ（3%→4%）とともに、地方消費税（1%）を創設（国・地方合わせて5%税率に）
都道府県の税として創設（都道府県間で清算し、消費に相当する額に応じて税収が帰属）
地方消費税収の1/2は市町村へ交付（交付基準は人口及び従業者数）
- 消費譲与税の廃止
消費譲与税は廃止し、消費税（地方消費税を除く。）に係る交付税率を変更（24%→29.5%）

(2) 個人住民税

- 制度減税
所得割の税率適用区分の見直し
基礎控除、配偶者控除、扶養控除の引上げ（各々31万円→33万円）
- 特別減税
平成6～8年度において定率の特別減税を実施

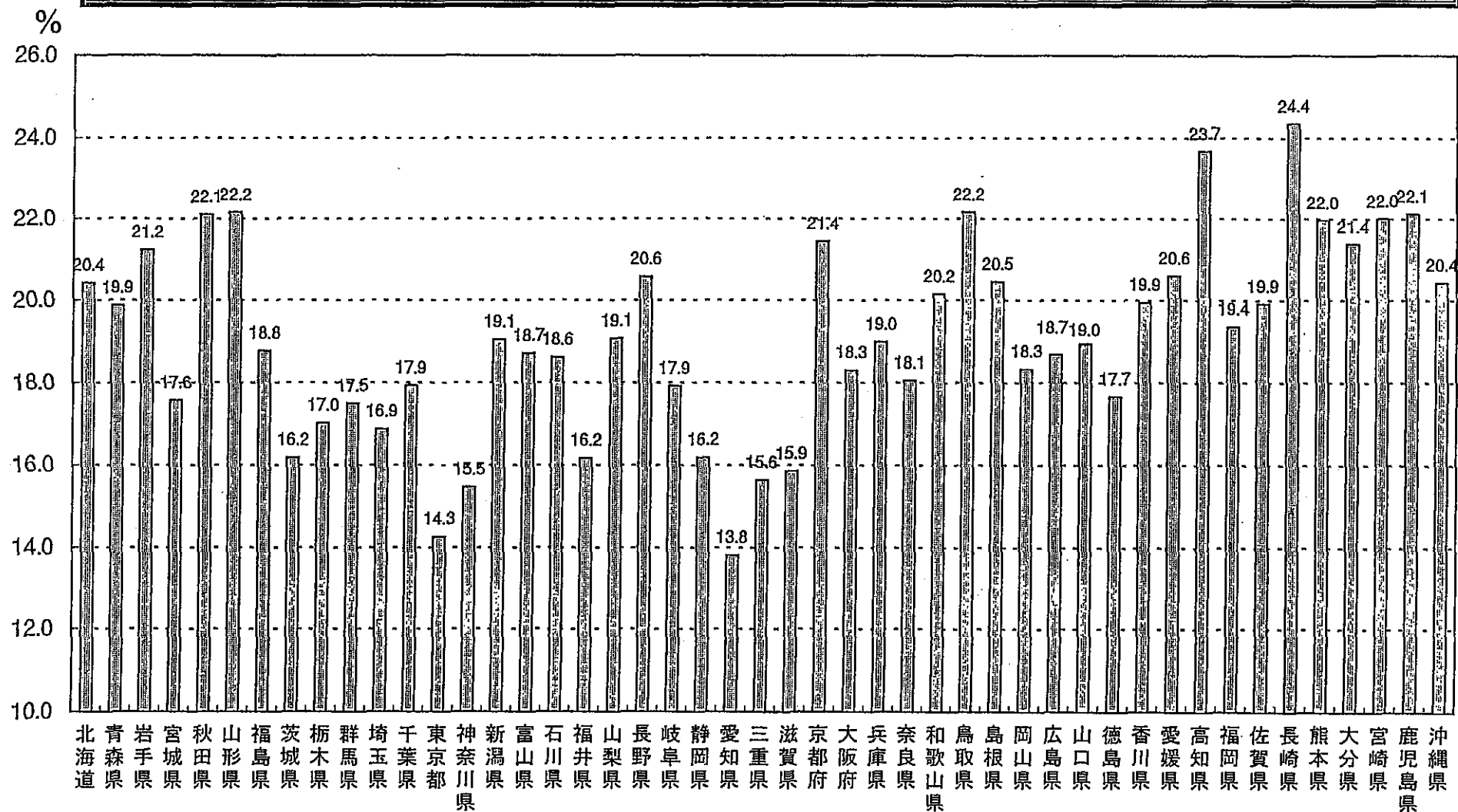
平成6年の税制改革に伴う地方税財政上の対応

減 収 等 の 額	地 方 財 源 の 確 保 策
個人住民税の制度減税 △ 1. 0 兆円	地方消費税の創設 1. 0 兆円
所得税の制度減税による交付税の減 △ 0. 8 兆円	消費税に係る交付税率の引上げ 1. 5 兆円
つなぎ公債等の償還財源の必要額 △ 0. 3 兆円	
消費税引上げに伴う地方団体の負担増 △ 0. 2 兆円	
社会保障関係 △ 0. 2 兆円	
合 計 △ 2. 5 兆円	合 計 2. 5 兆円

※1 上記には、平成6～8年度に実施する個人住民税の特別減税による減収額
 (H6:△1.7兆円、H8:△0.6兆円、H9:△0.6兆円)は含まれていない。

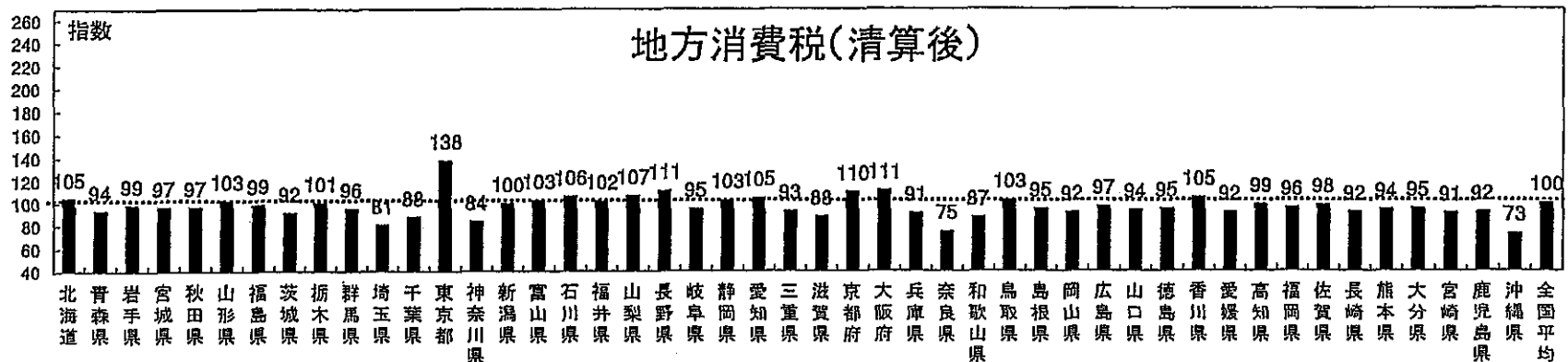
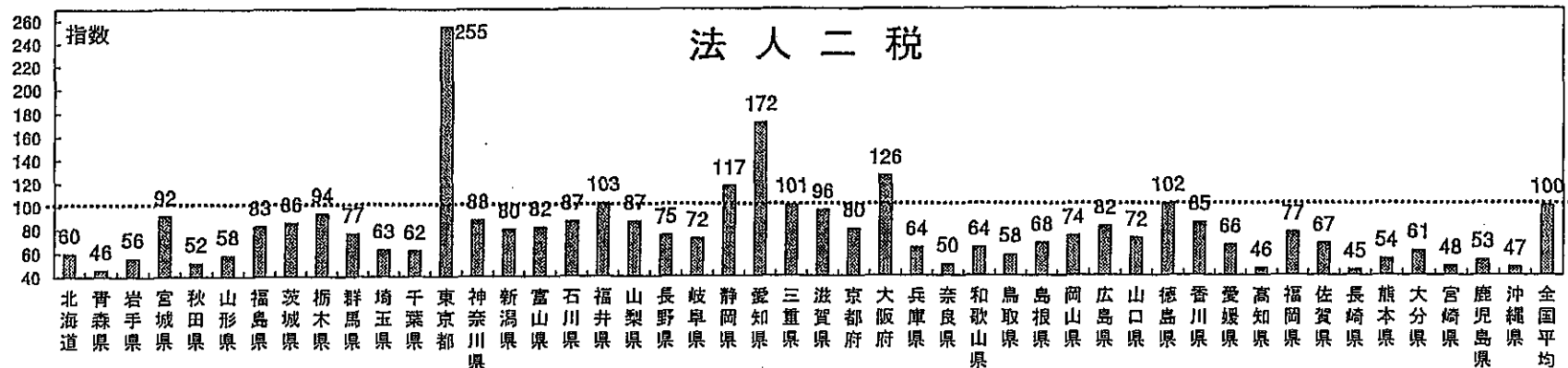
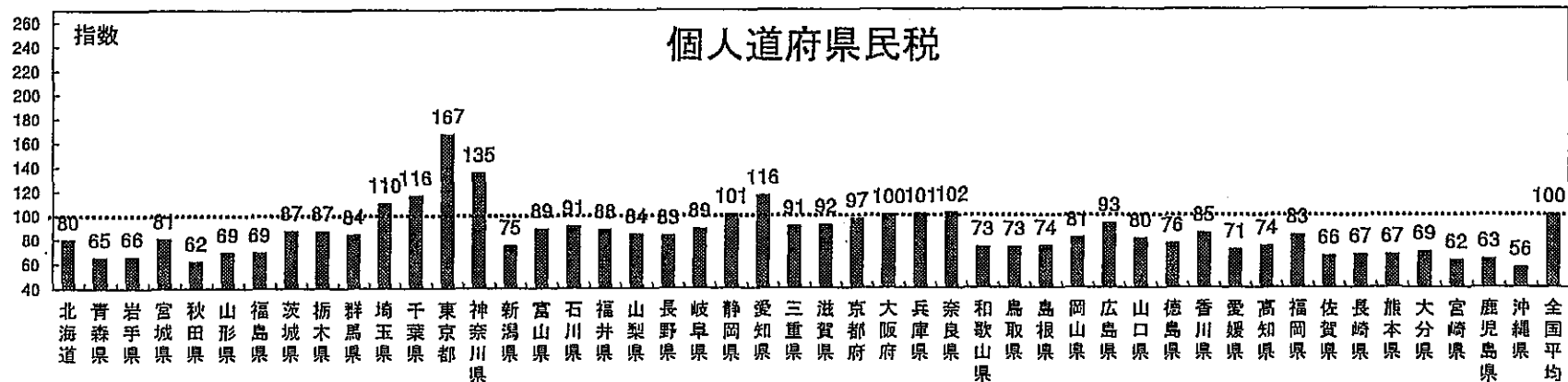
※2 上記は、地方財源の減少(及び地方負担の増)を「△」(負数)で表している。

道府県税収に占める地方消費税収(清算後)の割合(平成15年度決算見込)



※ 速報値であり、精査の結果異動することがある。

人口1人当たり税収額の指数(道府県税) (全国平均を100とした場合、平成15年度決算見込)



(注) 1 「個人道府県民税」には、利子割は含んでいない。-11-
 2 速報値であり、精査の結果異動することがある。

最近の政府税制調査会答申（地方消費税関係）

あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）

平成14年6月
税制調査会

第二 個別税目の改革

三 消費税

2. 今後の改革の方向

（4）地方消費税

地方消費税は、平成6年の税制改革において、地方分権の推進、地域福祉の充実等のため創設され、平成9年度から実施されて以来、清算を行うことにより税収の偏在性が少なく、安定的な基幹税目の一つとして大きな役割を果たしている。少子・高齢化等の進展に伴い、今後、福祉・教育等の幅広い行政需要を賄う税として、地方消費税の充実確保を図っていく必要がある。

少子・高齢社会における税制のあり方（抄）

平成15年6月
税制調査会

第一 少子・高齢化と税制

二 個別税目の改革

2. 消費税

（2）今後の検討課題

④ 地方消費税

地方分権の推進、地域福祉の充実等のために創設された地方消費税は、消費に関連した基準により都道府県間で清算を行うことにより税收の偏在性が少なく、安定的な基幹税目の一つとして定着し、大きな役割を果たしている。少子・高齢化等の進展に伴い、今後、福祉・教育等の幅広い行政需要を賄う税として、地方消費税の充実確保を図っていく必要がある。